

# 経営管理態勢について

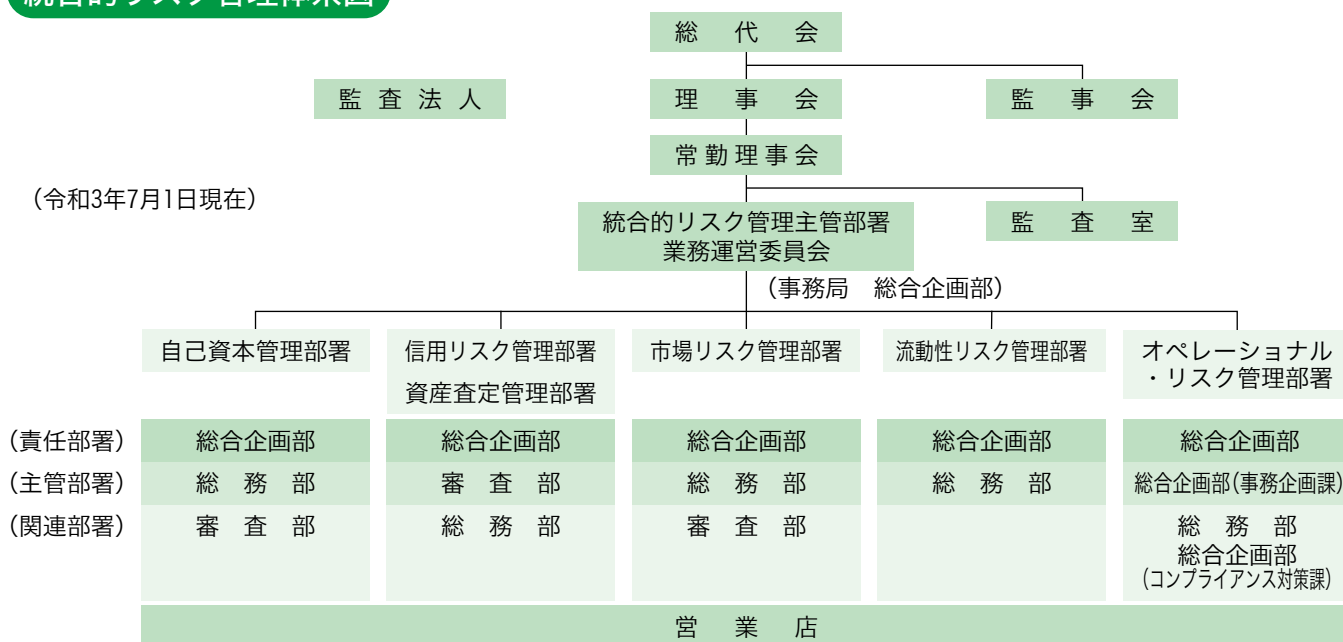
## リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など経営環境の大きな変化に伴い、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しております。

こうしたなか、リスク管理は経営の健全性、安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、様々なリスクに的確かつ迅速に対応するため「統合的リスク管理基本方針」をはじめ各種リスク管理に関する基本方針及び規程を定めております。

また、リスク管理統括部署である「業務運営委員会」において各種協議を行い、リスク管理態勢の強化・充実に努めております。

### 統合的リスク管理体系図



### 統合的 リスク

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって、自己管理型のリスク管理を行うことです。

リスク種別毎に主管部署を定め、各リスクの特性に応じ適切に管理するほか、経営体力の範囲内にコントロールするため、自己資本の一定額を配賦したうえでリスク量を計測し、統合的に管理しております。

### 自己資本

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。

業務の健全性及び適切性の観点に立ち、直面するリスクに見合った十分な自己資本の確保、並びに正確な自己資本比率算出に努めております。

### 信用 リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出した資金の元本が回収できない、または利息が確保できなくなることで金融機関が損失を被るリスクのことです。

信用リスク管理態勢として「信用リスク管理基本方針」を定め、具体的な対応として「信用リスク管理規程」を定め管理を行っております。貸出資産の健全性を維持するため、審査部が、常に融資の基本に基づいた運用ができるように厳格な審査管理態勢で臨み、加えて特定与信先の業況管理を行うことで、取引先の業容の実態把握に万全を期して不良資産の未然防止に努めております。

なお、自己査定についても厳格に貸出資産等を査定し、信用リスクの把握を行い適正な償却、引当を実施することにより資産の健全性を堅持しております。

<p>市場 リスク</p>	<p>市場リスクとは、金利、為替、株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクのことです。市場リスクについて「市場リスク管理基本方針」を定め、具体的な対応として「市場リスク管理規程」を定めております。管理対象とするリスクは、金利及び価格変動リスクとしております。</p> <p>金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチがある中で金利が変動することにより、利益が低下することや損失が発生するリスクのことです。</p> <p>価格変動リスクとは、株式や債券などの有価証券の価格が変動することによって、これら保有する資産の価値が減少して損失を被るリスクのことです。</p> <p>ALM／収益管理システム等を導入し、リスク量の計測やシミュレーション分析を行うとともに経済や金利動向を注視しリスクの低減に努めております。</p>
<p>流動性 リスク</p>	<p>流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期しない資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないことや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。</p> <p>流動性リスクについて「流動性リスク管理基本方針」を定め、具体的な対応として「流動性リスク管理規程」を定め、安定した資金繰りを行っております。信金中央金庫への預け金により流動性リスクに対する十分な備えを手当しており、また緊急時における対応基準を定めるなど管理態勢を構築しております。</p>
<p>オペレー ショナル・ リスク</p>	<p>オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。これらオペレーショナル・リスクに対して「オペレーショナル・リスク管理基本方針」を定めるとともに、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等に分類のうえ管理を行っております。</p> <p>なお、オペレーショナル・リスクのうち、主要なリスクである「事務リスク」と「システムリスク」については、それぞれ次のような基本方針及び手続きによりリスク管理を行っております。</p>
<p>事務 リスク</p>	<p>事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。</p> <p>これら事務リスクに対して「事務リスク管理基本方針」及び「事務リスク管理要領」を定めて、信用金庫業務の多様化・複雑化に適応しつつ、お客様の信頼を維持・向上させていくため、厳正な事務処理に努めております。</p>
<p>システム リスク</p>	<p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動等のシステムの不備等、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。これらシステムリスクに対して「システムリスク管理基本方針」及び「システムリスク管理規程」を定めて迅速な障害対応体制の確立に努めております。</p> <p>オンラインシステムについては、運用を委託しているしんきん共同センターによるバックアップ機能、金庫内においてはシステムリスク管理規程の制定等を行い、情報資産の保護、セキュリティ対策、非常時における対策要領を作成し堅固な管理態勢の確立に努めております。</p>
<p>危機管理 態勢</p>	<p>近年、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっております。</p> <p>災害等不測の事態が発生した場合、業務の的確な遂行と安全確保に資する目的で「業務継続基本計画」等を策定し危機管理態勢の確立に努めております。</p>

経営管理態勢について

## 内部管理態勢

業務の健全性及び適切性を確保し金融の円滑化を図るためには、業務のすべてにわたる法令等遵守、お客様保護の徹底が必要であると認識しております。

その体制整備に係る「内部管理基本方針」を制定し強固な内部管理態勢の構築に努めております。

### 内部管理基本方針の概要

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## コンプライアンス態勢（法令等遵守）

地域金融機関として、地域社会から信頼され、あわせて地域活性化に貢献するためには、業務運営の健全性及び適切性を確保することが必要不可欠であり、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけております。また、単に法令・規程等の遵守にとどまらず、より高い倫理、規範、道徳に基づいた誠実かつ公正な姿勢で業務に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の確立に努めております。

態勢整備にあたっては、コンプライアンス基本方針のもと行動綱領やマニュアル等各種規程を制定するとともに毎年度コンプライアンスプログラムを策定し具体的な実践に努めております。

また、組織体制として、業務運営委員会を組成し施策や課題等の検討及び推進状況をモニタリングするとともに、業務運営部門から独立したコンプライアンス対策課を設置しております。

## 反社会的勢力への対応について

社会秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、業務の健全性及び適切性を確保するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守しております。

### 反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## お客様情報の管理について

「個人情報保護宣言」(プライバシーポリシー)を定め、お客様情報を取り扱うすべての役職員が個人情報保護の重要性を認識し、お客様の個人情報の保護と適正な利用を図るための厳格な管理に努めております。

### 個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

## お客様保護について

お客様保護とお客様の利便性の向上に向け、次に掲げる事項について、その充分性、適切性を確保するために規程・要領等、組織体制、連絡・報告体制及びリーガル・チェック等の整備・確立並びに職員に対する研修・指導等の徹底に努めております。

1. お客様に対する取引や商品の説明及び情報提供
2. お客様の相談・要望・苦情等への対処
3. お客様情報の保護・管理
4. 業務を外部委託する場合のお客様情報の保護・管理及びお客様対応
5. お客様の利益が不当に害されることのないよう行う利益相反の管理

## お客様本位の業務運営に関する取り組み方針

お客様の安定的な資産形成及び資産運用に資することを目的として、以下の取り組みを通じてお客様本位の業務運営に取り組んでまいります。

1. お客様にふさわしい商品やサービスの提供
  - ・お客様の安定的な資産形成や資産運用に資することを最優先し商品・サービスを提供します。
  - ・お客様のニーズや目的、ライフステージに応じて適切な商品をご選択いただけるよう、商品・サービスの整備をいたします。
  - ・当金庫において定める「利益相反管理方針」に基づいて、お客様の利益が不当に損なわれることがないように対応いたします。
2. お客様にわかりやすい情報提供
  - ・お客様の知識・投資経験・財産の状況等をお聞きし、お客様のニーズや目的に適した商品・サービスをわかりやすくご提案をいたします。
3. お客様本位の業務運営を実践するための態勢整備
  - ・お客様によりご満足いただけるよう、職員研修の実施等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上を図ります。

## 金融商品に係る勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 金融ADR制度への対応

お客様との間の金融機関業務上の契約において、お客様から異議申立てがあった場合の苦情及び紛争の取り扱いにあたっては、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR：Alternative Dispute Resolution）を踏まえ、以下の事項を重視し、お客様保護等の内部管理態勢を整備して苦情及び紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

1. 関係部署が連携して、事実と責任を明確にし、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切に解決を図ります。
2. お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善及び再発防止等に役立てます。
3. お客様から預かった個人情報適切に管理いたします。
4. お客様に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指します。
5. 当金庫内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合、その他適切と認められる場合には、お客様に外部の紛争等解決機関をご紹介します。

### 苦情及び紛争解決に対する対応

#### 1. 苦情に対する対応

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業店（電話番号は12ページ参照）又は次の担当部署にお申し出ください。

担 当 部 署	総合企画部コンプライアンス対策課
電 話 番 号	0120-301-865（フリーダイヤル） 0824-72-5588
電 子 メ ー ル	s1758001@facetoface.ne.jp
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

また、当金庫のほか全国信用金庫協会が運営する相談所でも苦情等を受け付けいたします。

相談所の名称	全国しんきん相談所
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

#### 2. 紛争解決に対するご対応

紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総合企画部コンプライアンス対策課又は全国しんきん相談所にお申し出があれば、次の弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、予め前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫コンプライアンス対策課」にお尋ねください。

## 現金・通帳等のお預かり・ご返却のお手続きについて

- ・職員が、お客様からの預金のお預け入れ・お引き出し・お振り込み・個人年金保険の金融商品ご購入などのご依頼を受け、現金・通帳・証書などをお預かりする際には、必ず当金庫所定の「受取書」又は「受領書」（以下「受取書」といいます。）を発行し、お渡しいたします。また、当金庫所定の「受取書」以外でお預かりすることはございません。
- ・「受取書」は、現金・通帳などに代わるものではありませんが、現金・通帳・証書などをお客様からお預かりしたことを証明する大切な証となりますので、「受取書」をお渡しした際には、記載内容に間違いがないかを十分ご確認くださいませようをお願いいたします。
- ・「受取書」は、後日、職員がお客様へ通帳・証書などをご返却する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ・職員から返却された通帳や証書などについて、記載金額などに間違いがないか、ご確認をお願いいたします。
- ・職員が、お客様のご印鑑をお預かりすることはありません。また、お客様ご希望される場合も、ご印鑑をお預かりすることはできません。
- ・お客様からお預かりした通帳・証書などにつきましては、お取引終了後、速やかにお客様へ返却するよう庫内規程に定めております。
- 現金・通帳等のお預かりやご返却に関して、ご不明な点がございましたら、右記相談窓口までお気軽にお申し出ください。

広島みどり信用金庫 総合企画部コンプライアンス対策課  
 住 所：庄原市西本町三丁目1番8号  
 電話番号：0120-301-865（フリーダイヤル）  
 受付時間：平日9:00～17:00  
 （土・日・祝日・年末年始を除きます）

## 役員等の報酬体系

### ●対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### 1. 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### 2. 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区 分		金 額
対象役員に対する報酬等の支払総額		97
(内訳)	基 本 報 酬	68
	賞 与	7
	退 職 慰 労 金	21

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。（期中に退任した者を含む。）  
 2. 退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金（前期以前に繰り入れた引当金分を除く）と当期中に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。  
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### 3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### ●対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。  
 2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
 3. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。